

(別添)

国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集に寄せられた御意見について

令和6年9月26日
財務省主計局給与共済課

番号	御意見（原文のまま）	御意見に対する考え方
1	<p>まずタイトル長すぎ。わかりにくすぎて笑いました。 わかりやすい日本語の書き方でパブコメ募集するよう気をつけていただきたい。</p> <p>今回の適用範囲人数の拡大は反対。 上級階層の者たちを優遇することのようなもの。適用範囲を拡大した分、庶民の負担が増えるでは。</p>	<p>一部改正法令の題名は、改正する法令の題名を示し、その題名の法令の一部を改正する法令であることが分かるような題名をつけることとされています。</p> <p>また、今回の適用範囲の拡大は、健康保険制度等に倣い実施するものであり、ご理解いただけますと幸いです。</p>